

令和元年 第2回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

令和元年7月29日

愛知中部水道企業団議会

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	5

第 1 号 (7月29日)

議事日程	7
出席議員	7
欠席議員	7
説明のために出席した者の職氏名	7
職務のために出席した職員の職氏名	8
開会の宣告	9
諸般の報告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
企業長あいさつ	9
議会運営委員会委員長の報告	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
一般質問	12
議員派遣について	18
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第7号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決	23
企業長あいさつ	32
閉会の宣告	32
署名議員	33

愛知中部水道企業団告示第7号

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年7月9日

愛知中部水道企業団

企業長 小野田 賢 治

1 期 日 令和元年7月29日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	服	部	龍	一	議員	2 番	林	ゆきひろ	議員
3 番	月	岡	修	一	議員	4 番	小 野 田	利 信	議員
5 番	宮	田	康	之	議員	6 番	渡 邊	明 子	議員
7 番	広	瀬	裕	久	議員	8 番	塚 本	克 彦	議員
9 番	岡	本	守	直	議員	1 0 番	青 山	直 道	議員
1 1 番	石 じ ま	き よ し			議員	1 2 番	なかじま	和 代	議員
1 3 番	菱 川	和 英			議員	1 4 番	石 橋	直 季	議員
1 5 番	山 下	茂			議員				

不応招議員（なし）

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	岡本 守直	人口減時代における今後の水道料金について 《質問要旨》 人口減少時代を迎え、水道料も水道の老朽化等更新費用がかかることが予想される。 当企業団においても、今後水道料の引き上げが予想されます。水の安全保障戦略機構の予想によると、当企業団においては、2015年には、2,721円、20年後には3,204円となり、愛知県内では高い方から8位から5位にランクアップするという予測がなされている。今後の対応はどのようなか。おたずねします。
2	林 ゆきひろ	1. 管路耐震化事業について 《質問要旨》 管路の耐震化における計画内容及び優先順位についてお尋ねします。 ① 災害時に拠点となる病院や学校等の重要給水施設に至る管路の耐震化を優先的に進めているとのことですが、第1次水道施設整備計画の令和2年度までに重要給水施設に至る管路のうち、どの程度完了する予定か。また、令和3年度以降の第2次水道施設整備計画でも、引き続き重要給水施設に至る管路の耐震化は進めていく予定か。 ② 重要給水施設に至る管路の中でも、どこを優先的に行っていく計画か。また、優先順位を考える上で、災害時の揺れの大きさや緊急時の配水状況などは考慮されているのか。 2. 老朽管路更新事業について 《質問要旨》

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	林 ゆきひろ	老朽管路更新における計画の内容及び優先順位についてお尋ねします。 ① 劣化状況は、経過年数だけでなく、使用状況や地域の状況によって異なってくると考えられるが、こういったところを優先的に更新しているのか。 ② 優先順位を考える上で、災害時の揺れの大きさや緊急時の配水状況による家庭への影響度などは考慮されているのか。

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 ゆきひろ	議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について 《質疑事項》 1. 水道施設整備分担金の徴収項目の削除について 2. 設計審査手数料及び現場確認料の改正について 《質疑要旨》 1. 水道施設整備分担金の徴収項目の削除について 直近で水道施設整備分担金を徴収した工事はどのようなものがあるか。また今後、大規模な工事を行う場合で、配水管の延長や管の大きさを変更することが必要な場合、水道施設整備分担金にかかる負担はどのように対応するのか。 2. 設計審査手数料及び現場確認料の改正について 直近で100メートルを超える大規模な工事はどのようなものがあつたのか。また、配水管布設工事の施工延長が増大しているとのことだが、工事が大規模化している要因は何と分析しているか。 議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について 《質疑事項》 1. 固定資産売却について 2. 営業外費用の雑支出について 3. 当座比率について 《質疑要旨》 1. 固定資産売却について 平成30年度の固定資産売却益の執行率が低いのは、豊明市にある土地の売却ができなかったためであるとのこと

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 ゆきひろ	だが、売却できなかった要因は何と分析しているか。また 今後はどのように対応するのか。 2. 営業外費用の雑支出について 営業外費用雑支出の内訳は主に過年度分の水道料金減免分 であるとのことだが、減免の主な理由としては、こういった ものがあるのか。 3. 当座比率について 現預金及び未収金を流動負債で割った「当座比率」につい て、平成28年度から資産運用を見送ったため大きく増加し ていますが、平成30年度で落ち込んでいます。この要因は 何があるのでしょうか。

第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

令和元年7月29日午後2時00分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議員派遣について

日程第7 議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第6号 愛知中部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
の一部を改正する条例について

日程第9 議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について

出席議員（15名）

1番	服部 龍一 議員	2番	林 ゆきひろ 議員
3番	月岡 修一 議員	4番	小野田 利信 議員
5番	宮田 康之 議員	6番	渡邊 明子 議員
7番	広瀬 裕久 議員	8番	塚本 克彦 議員
9番	岡本 守直 議員	10番	青山 直道 議員
11番	石じま きよし 議員	12番	なかじま 和代 議員
13番	菱川 和英 議員	14番	石橋 直季 議員
15番	山下 茂 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小野田 賢治 君	副 企 業 長	小 浮 正 典 君
副 企 業 長	近 藤 裕 貴 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君

副 企 業 長	井 俣 憲 治 君	代表監査委員	都 築 良 直 君
局 長	野々山 寛 君	次長（管理）	小 島 千 明 君
次長（営業）	相 羽 毅 君	次長（技術）	高 津 桂 一 君
専門監兼建設課長	谷 澤 英 一 君	総 務 課 長	山 田 紀 夫 君
経営企画課長	上 村 知 由 君	給 水 課 長	竹 内 稔 君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長	水 野 雅 也 君	議会事務局書記	後 藤 章 仁 君
経営企画課長 補佐	白 井 淳 君	豊明市下水道課長	近 藤 潔 君
日進市下水道課長	伊 東 敏 樹 君	みよし市長 下水道課長	久 野 恭 司 君
長久手市長 下水道課長	古 橋 剛 君	東郷町下水道課長	近 藤 道 明 君

◎開会の宣告

○議長（月岡修一議員） 令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを初め3議案でございます。慎重なご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は15名で、議員定足数に達しております。よって、令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

（午後 2時00分）

◎諸般の報告

○議長（月岡修一議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成30年度2月分から令和元年度5月分までの例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておきました。

続きまして、地方自治法第121条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付いたしておきましたので、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（月岡修一議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（月岡修一議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、その日程表に従い会議を進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第２回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

去る５月２２日に全国水道企業団協議会の全国総会が、本企業団が会長を務める中部地区協議会の会員であります富山県の砺波広域圏事務組合におきまして開催されました。

全国総会では、各水道企業団が直面している課題を会員提出問題として審議し、本企業団からも施設の更新事業が計画的に進められるように、水道事業関係予算の十分な確保、大口需要者による地下水の揚水量を規制する法整備などを国に要望するよう提案を行っております。

また、地方の中小の水道企業団では、財政基盤、組織体制ともに脆弱であり、独自での財源確保も困難なことから、将来に向けた事業運営の存続が切実な課題となっております。また、基盤強化に向けた取り組みを行えるよう、多くの要望が提案されております。

今回の全国総会に提出された会員提出問題は、陳情事項として取りまとめられ、今月２３日に全国水道企業団協議会の役員により、国庫補助制度の充実や行財政支援制度の拡充を強く求めるとともに、予算確保に向け、関係国会議員、厚生労働省を初め関係省庁へ要請が行われたところであります。

さて、平成３０年度の決算につきましては、順調な人口増に支えられ、主要財源であります水道料金収入は増加し、費用全体で低く抑えられたという業務状況により、前年度並みの純利益を計上することができました。引き続き総合計画であります第２次アクアシンフォニー計画に基づく各種事業を着実に進めてまいりたいと考えております。

本定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを初め３件でございます。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（月岡修一議員） 日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7 番、広瀬裕久議会運営委員長、報告を願います。

○議会運営委員会委員長（広瀬裕久議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、7 月 9 日午後 1 時 3 0 分から及び本日午後 1 時 3 0 分より委員会を開催いたしました。7 月 9 日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしておりますので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日 1 日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第 5 号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを初め 3 件であり、提案の説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立により行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては 2 名、議案質疑につきましては 1 名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め 1 人 2 0 分以内とし、質問回数は再質問を含め 2 回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質疑を含め 1 議案、1 人 1 5 分以内とし、質疑回数は同一議題については 2 回を超えることができないこととし、関連質疑は認めないものといたしました。

議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（月岡修一議員） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡修一議員） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 8 4 条の規定に基づき、5 番、宮田康之議員及び 1 5 番、山下茂議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡修一議員） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日 1 日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（月岡修一議員） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、岡本守直議員。質問をお願いいたします。

○9番（岡本守直議員） 9番、岡本守直でございます。さきの通告によりまして、人口減少時代における今後の水道料金について質問を行います。

先般、2040年全国水道料金予想ランキング、家計を直撃する水格差の未来と題する記事を読みました。出典は、水の安全保障戦略機構でありました。蛇口をひねれば出てくることが当たり前の水の将来、地域によって利用料金に大きな格差ができてしまうと、こういうことでありました。

そこで、水道料金の将来を見渡してみますと、経済成長期に整備された水道設備の老朽化が進み、その更新に多くの費用がかさむわけであります。人口減少により水の需要が減り、工場等大口需要家は地下水の利用を計画しているとのことであります。

水の需要量が減れば収入も減ります。費用が増え、収入が減れば、今後は水道料金の引き上げか、あるいは税の繰り入れがさらに増えるということが予想されます。入りをはかり出るを制するがごとく、事業自体そのものの一段の安定化と堅実さが求められると考えるものであります。

機構の推計データは、人口減少による収入減、設備の更新費用の増加を水道料金で賄った場合を想定しているということだそうであります。愛知県内水道企業団広域事務組合を含め、各市町は43あります。2015年のランキング表によりますと、我が愛知中部水道企業団の2015年、20立方メートル当たり水道料金は2,721円であり、当企業団の2015年の水道料金が2,721円のランクは高いほうから8番目となっております。

ちなみに上位は、1位から順に、海部南部水道企業団、南知多町、蟹江町、北名古屋水道企業団、大府市、瀬戸市、阿久比町がランクされておりました。

20年後には3,204円となりまして、これらのグルーピングの市町の中で、我が企業団は高いほうから5番目になると予想されておるところであります。グルーピングの中、上位にランクされていた8つの市町のうち、瀬戸市、北名古屋水道企業団、阿久比町は、当企業

団よりも水道料金は安くなっておりました。今後の企業団の対応はどのようなか、お尋ねをするものであります。

○議長（月岡修一議員） 岡本議員の質問に対する答弁者、挙手を求めます。

小島次長、答弁を願います。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。よろしくお願いいたします。

ご質問について、お答えさせていただきます。

議員のご質問のございました水の安全保障戦略機構の資料をホームページのほうで確認させていただきました。この資料につきましては、本企業団提供の数値によるものではなく、機構が独自に推計手法に基づき、2015年時点の水道料金と、それから2040年時点における水道料金の予測値を示しているものでございまして、愛知県内全43の水道事業体のうち、2015年では高いほうから8番目、そして、2040年の時点では、議員のご指摘にもございますように、2015年の8団体のグループの中では5番目となりますが、愛知県全体で見えますと14番目であることが資料から確認できたものでございます。

さて、今後の水道料金の考え方でございますが、本企業団の地域は、今後もしばらくは区画整理事業などの宅地開発の進展によりまして、給水人口が増加すると見込まれておりますが、一方で、企業団創設期に布設した管路が順次更新時期を迎えてまいりますので、現在策定中の令和3年度からの次期計画では急務となっている基幹管路の耐震化や老朽管路更新事業をメインテーマとして、アセットマネジメントの手法を取り入れた計画とする予定でありまして、多額の施設整備事業費が見込まれているところでございます。

したがって、次期の料金水準につきましては、可能な限り現行料金を維持してまいります。財源不足が生じた場合の補填といたしましては、経費節減などのあらゆる経営努力を行うのはもちろんのことですが、毎事業年度積み立てた建設改良積立金などの取り崩しや企業債の新規発行による補填で対応したいと考えておりまして、それでも資金に不足が生じる場合は、最終的には将来的な投資費用を盛り込んだ水道料金を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

再質問がありましたら挙手を願います。

岡本議員。

○9番（岡本守直議員） それでは、再質問をさせていただきます。

愛知中部水道企業団管内の給水人口約32万3,000人は、しばらくは増加傾向であります。早晩減少に転ずるものと思われます。管内の住民は、安全な水を安くを求めていると思います。どのような構想がありますか、お願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 再質問に対する答弁を願います。

小島次長。

○次長（管理）（小島千明君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

引き続き安全・安心な水道を確保する取り組みをしておりますが、それにはやはり相当な投資が必要となってまいりますので、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、可能な限り、現行料金水準を維持できるように、適切な投資を踏まえた事業運営に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、9番、岡本守直議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番、林 ゆきひろ議員、質問を願います。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろです。

議長よりご指名をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、1項目めの管路の耐震化事業についてです。

今や市民生活において必要不可欠なライフラインとなっております水道事業ですが、地震などの自然災害、緊急時においても安全性や給水の確保、速やかに復旧できる体制の確保等が必要となっており、市民の関心も非常に高まっているところかと思えます。

平成23年の東北地方太平洋沖地震では、約257万世帯が最大で約5カ月間の断水ということがあります。また、平成28年の熊本地震では、約44万6,000世帯が最大で約3カ月半の断水が起こるなど、大変大きな被害がありました。

この東海エリアにおいても、南海トラフ巨大地震を心配する市民の方々、非常に多くいらっしゃると思います。企業団においても、管路の耐震化については、第1次水道施設整備計画でも計画されており、限られた財源の中で優先度や緊急度、費用対効果なども勘案しながら、事業計画を検討し進めているところかと思いますが、その中でも、今回、管路耐震化事業について計画や優先順位について、より詳細をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1つ目、災害時に拠点となる病院や学校等の重要給水施設に至る管路の耐震化を優先的に進めるというふうに第1次水道施設整備計画の中でも記載がありますが、第1次水道施設整

備計画の期間でもある令和2年度までに、病院や学校等の重要給水施設に至る管路はどの程度完了する予定でしょうか。また、令和3年度以降の第2次水道施設整備計画、こちらはこれから作成し、計画していくものかと思いますが、こちらでも引き続き重要給水施設に至る管路の耐震化は進めていく予定でしょうか。

2点目、重要給水施設に至る管路の中でもどれを優先的にやっていくというような考えでしょうか。優先順位を検討する上で、冒頭で申し上げましたように、大きな地震の場合、断水して多くの市民に影響が出るおそれがあるというふうに考えられます。最大限に断水の被害を防ぐため、災害時の揺れの大きさ、あるいは緊急時の配水状況などを考えて、優先順位を検討すべきだというふうに考えますが、そのあたりは考慮されているのでしょうか。

そして、2項目め、老朽管路の更新事業についてです。

こちらにつきましても、地震などの自然災害、緊急時はもちろんのこと、平時においても漏水事故の発生の要因になってくるかと思います。第1次水道施設整備計画の中でも優先順位を定めて、早急に更新、改良を行うというふうに記載があります。その中でも、この老朽管路の更新事業における計画の内容や優先順位についてお聞きします。

1点目、老朽化による劣化状況は、経過年数だけではなく、使用状況や地域の状況によって異なってくるというふうに考えますが、こういったところを優先的に更新していくのでしょうか。また、こちらも管路の耐震化事業での2点目の質問と同様になりますが、地震などの自然災害や緊急時の被害を防ぐために優先順位を検討する上で、災害時の揺れの大きさや緊急時での配水状況によるご家庭への影響度、こういったものも考慮すべきだと考えますが、老朽管路の更新事業の計画では、こういったことは考慮されておりますでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質問に対する答弁者、挙手を求めます。

高津次長、答弁願います。

○次長（技術）（高津桂一君） 技術担当次長の高津です。よろしくお願いいたします。

まず、1項目め、管路耐震化事業の1点目の第1次水道施設整備の令和2年度までに重要給水施設に至る管路のうち、どの程度完了する予定かについてお答えさせていただきます。

令和2年度までの完了予定は、拠点となる病院3施設へ至る管路につきましては平成26年度に耐震管路での整備が完了しております。

そして、学校等に至る管路につきましては61施設のうち23施設が完了する見込みでございましたが、現時点では20施設の完了見込みとなっております。残りの41施設につき

ましては、令和3年度以降の次期計画におきましても引き続き重要給水施設に至る管路の耐震化を進めていく予定でございます。

また、本企業団では、災害時に拠点となる病院や学校等の重要給水施設61施設に至る管路のほか、導水管、送水管及び口径400ミリメートル以上の配水管を基幹管路に区分しております。この基幹管路の令和2年度までの整備状況は、現時点での見込みとなりますが、耐震適合率で申し上げますと71.5%となる予定です。

次に、1項目め、2点目の重要給水施設に至る管路の中でもどれを優先的に行っていく計画かについてでございますが、重要給水施設に至る管路の耐震化は、配水池から応急給水拠点が結ばれて、災害時の飲料水の確保が可能となりますので、災害時の揺れの大きさや緊急時の配水状況などにかかわらず、耐震化の完了した基幹管路に近い施設から優先的に進めていく予定です。

続いて、2項目め、老朽管路更新事業の1点目、こういったところを優先的に更新しているかについてお答えさせていただきます。

老朽管路更新の考え方といたしましては、現行の計画では、漏水頻度が高く、劣化の著しい管路を優先的に更新しております。

次に、2項目め、2点目の優先順位を考える上で、災害時の揺れの大きさや緊急時の配水状況による家庭への影響度などは考慮されているかについてでございますが、老朽管路更新事業の優先順位を考える上では考慮されておられません。ただし、令和3年度以降の次期計画は、漏水頻度が高いに加え、耐用年数が過ぎた管路や人口集中等も考慮して更新していく予定ですので、配水状況については改善されていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

再質問ありましたら挙手を願います。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

1つ目の管路耐震化事業についてですが、先ほどご説明のあった応急給水拠点というのは、重要給水拠点と同じ意味という認識でよろしいでしょうか。もし重要給水拠点と違うということであれば、応急給水拠点はどの程度耐震化が進んでいるかも教えてください。

また、こういった耐震適合率やどの管路が耐震化されているか、あるいは今後どこが耐震

化していくかの計画等は、市民の方々にわかるような広報はされておりますでしょうか。

そして、2つ目の老朽管路更新事業についてですが、先ほど漏水頻度が高く、劣化の著しい管路を優先的に更新するというようなお話でしたが、令和2年度までには、こういった漏水頻度の高い管路や耐用年数の過ぎた管路のうち、どの程度が完了する予定でしょうか。

また、こちらにつきましても、管路の耐震化事業の再質問と同じですけれども、現状でどの程度老朽管路の更新が完了しているかや、今後はどこを更新していくかということについて、市民の方々にわかるような広報はされておりますでしょうか。

最後に、令和3年度以降の次年度の計画で、ご家庭への影響に配慮した計画を作成する予定というようなことが最後ありましたが、この優先順位は、誰が、どのように決めるのでしょうか。企業団に関係する5市町から意見を聞いたり、市民にアンケートをとるといったような市民の方々の意見を聞いて計画に反映させると、そういうような取り組みは考えておりますでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質問に対する答弁を願います。

高津次長、答弁願います。

○次長（技術）（高津桂一君） 再質問についてお答えさせていただきます。

まず、1項目めの1点目、応急給水拠点と重要給水施設は同じものですかということですが、重要給水施設とは、災害時の給水が特に必要な医療機関、それから市町の指定した避難所のこととなっております。また、応急給水拠点とは、重要給水施設61施設のうち、災害の発生時に構成市町と協議の上決定されました避難場所に運搬給水する58施設のことを言っております。なお、現在までに完了しておりますのは6施設でございます。

続きまして、1項目めの2点目、応急給水施設への耐震化の優先順位、どのようにということについてお答えさせていただきます。

応急給水拠点への耐震化も重要給水施設と同様で、耐震化の完了をいたしました基幹管路に近い施設から優先的に進めてまいります。

次に、3点目、こういった耐震適合率や第1次水道施設整備計画の現況と令和2年度までの予定している箇所、それから整備済みの箇所について公表しているところではございますが、今後におきましても、引き続き、わかりやすい広報、それから資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目め、老朽管路更新事業の1点目の再質問です。

漏水頻度が高い管路や耐用年数が過ぎた管路のうち、令和2年度までにどの程度完了する

予定かについてお答えさせていただきます。

平成30年度末時点での法定耐用年数を超過した管の延長は、約436キロメートルございます。令和2年までの老朽管路更新事業で申し上げますと、約19キロの老朽管路の更新事業が計画され、完了する見込みでございます。

続きまして、2項目め、2点目の現状でどの程度老朽管路の更新が完了しているのかや、今後は更新をしていく予定か。それから、利用者、市民の方々にわかるような広報はしているかについてお答えさせていただきます。

本企業団のホームページの第1次水道施設整備計画の令和元年の予定している箇所を公表しているところではございますが、先ほどの管路の耐震化事業の再質問の答弁の繰り返しとなりますが、今後におきましても、引き続き、わかりやすい広報、資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、2項目めの3点目、令和3年度以降の次期計画での優先順位は、誰が、どのように決めるのか、市町から意見を聞いたり、住民の方々にアンケートをとるといったような市民の意見を聞く取り組みは考えているのかについてお答えさせていただきます。

令和3年度以降の次期計画での優先順位は、企業団職員で構成された委員会の中で、事故時に影響する断水や被害の大きさなど、お客様への影響を反映させて検討しており、市町から意見を聞いたり、住民の方々にアンケートをとるといったような市民の意見を聞く取り組みは現在行っておりません。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議員派遣について

○議長（月岡修一議員） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、愛知中部水道企業団議会会議規則第85条の規定により、事前に配付いたしました資料のとおり実施したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣につきましては、配付資料のとおり実施することに決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第7、議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

相羽次長。

○次長（営業）（相羽 毅君） 営業担当次長をしております相羽と申します。よろしくお願いいたします。

私から、議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、水道法の一部改正及び分担金の取り扱い等の見直しに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、第28条に規定しております水道施設整備分担金の徴収廃止に伴い、同条第1項第2号及び第2項並びに第29条第1項の表中の水道施設整備分担金の部分及び同条第4項を削除するものでございます。

次に、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者の指定に5年の更新制が導入されることになったため、第30条に更新手数料の規定を追加するものでございます。

また、設計審査工事に伴う設計審査手数料及び現場確認料について、本管の布設延長が100メートルを超える場合、一律としていましたが、近年、100メートルを大きく超える設計審査工事が発生し、増加傾向にあるため、事務量との整合性を図るため、本管の布設延長100メートルを超える設計審査手数料及び現場確認料を布設延長に応じた算定方法に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第5号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろです。

それでは、議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例について、2点質問をさせていただきます。

1点目、水道施設整備分担金の徴収項目の削除について、直近で水道施設整備分担金を徴収した工事はどのようなものがあるのでしょうか。また、今後、基盤整備に係るような大規模な工事で、配水管の延長や基幹管路の大きさを変更するというようなことが必要な場合、水道施設整備分担金に係る負担はどのように対応するのでしょうか。

そして、2点目、設計審査手数料及び現場確認料の改正について、100メートルを超える大規模な工事は、直近ではどのようなものがあつたのでしょうか。また、配水管布設工事の施工延長が増大しているというような説明がありましたが、近年、工事が大規模化している要因、背景について、企業団としてはどのように分析をしているのでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質疑に対する答弁者、挙手を求めます。

相羽次長、答弁願います。

○次長（営業）（相羽 毅君） 営業担当次長の相羽でございます。

私から、議案第5号 愛知中部水道企業団給水条例の一部を改正する条例についてお答えさせていただきます。

初めに、1項目めの水道施設整備分担金の徴収項目の削除についてでございますが、まず、水道施設整備分担金を財源の一つとして進めてきました拡張事業について説明いたしますと、企業団創設期から人口増加に伴う給水量増加に対応するため、配水池の築造や市町を超えた送水管、配水管の布設、自己水源の維持など、広域水道の基盤整備として拡張事業を進めてまいりました。そして、これら事業も完了し、次期の水道施設整備計画においては、拡張事業は行わないことが決定したところでございます。

ご質問のありました水道施設整備分担金を徴収した工事でございますが、主なものとして、区画整理事業による宅地造成や民間事業者による共同住宅、福祉施設の建設工事などでございます。

また、今後の大規模な開発事業等に伴う管路の布設や管口径変更に伴う費用につきましては、水道施設整備分担金の徴収はありませんが、受益者負担を原則として、従前どおり事業者負担していただくこととなります。

次に、2項目めの設計審査手数料の改正についてでございますが、設計審査工事として、延長100メートルを超える工事は、昨年度、民間住宅開発に伴う工事のうち、一

番延長の長いもので805メートルの配水管布設工事がありました。また、工事における大規模化の要因といたしましては、企業団管内における住宅事情が堅調であることから、大手民間事業者が開発事業に参入し、積極的に住宅開発を進めた結果、開発事業が大型化してきているものと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

再質疑がございましたら挙手を願います。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、水道施設整備分担金についてですが、徴収した工事について、最も直近のものだといつごろで、どのような工事であったのか、お答えできる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

また、水道施設整備分担金を徴収し、なおかつ管路増強のために配水管布設費用を事業者負担していただいたというような二重で徴収してしまったというようなケースは今までなかったのでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質疑に対する答弁を求めます。

相羽次長、答弁願います。

○次長（営業）（相羽 毅君） 営業担当次長の相羽でございます。

再質問のありましたことについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の直近の工事といたしましては、平成28年3月に日進市米野木台でございました自動車ディーラー建設に伴うものがございました。

次に、2点目でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、水道施設整備分担金は拡張事業費の財源の一つとして、対象となる事業者から徴収してまいりましたが、その際、開発に伴う管布設や管口径変更が必要な場合の工事費用もあわせて負担していただいております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許可いたします。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第8、議案第6号 愛知中部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島次長、提案願います。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島です。

私のほうから、議案第6号 愛知中部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、水道法施行令の一部改正に伴い改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、水道法の一部改正により、事業の休止及び廃止に際し、市町村への協議を要する地方公共団体以外の水道事業者の給水人口の基準を5,000人とする規定が、水道法施行令第4条に新設され、本条例が引用する条番号が繰り下がったことに伴い、条例第3条に規定する布設工事監督者の資格要件を同施行令第4条第1項から第5条第1項へ、条例第4条に規定する水道技術管理者の資格要件を同施行令第6条第1項から第7条第1項へそれぞれ同施行令の改正後の条番号へ改めるものでございます。

なお、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第6号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、報告、質疑、討論、採決

○議長（月岡修一議員） 日程第9、議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山でございます。よろしくお願いをいたします。

議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について、ご説明をいたします。

お手元の平成30年度決算書をご確認いただきたいと思います。

1枚はねていただきまして、議案の本文を朗読させていただきます。

平成30年度愛知中部水道企業団会計に生じた利益は、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により処分し、平成30年度愛知中部水道企業団会計決算を同法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和元年7月29日提出。

2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度愛知中部水道企業団会計決算報告書でございます。

予算の執行状況で、消費税込みの額となっております。

初めに、（1）の収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款水道事業収益は、予算額73億8,237万6,000円に対しまして、決算額は74億6,650万8,632円で、主に水道料金収入で、全体で8,413万2,632円の増となりました。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用は、予算額63億5,242万9,000円に対しまして、決算額61億8,717万6,982円で、第1項の営業費用の主な費用は、県営水道の受水費、減価償却費、維持修繕費、職員給与費などでございます。

また、第2項営業外費用は、主に借入企業債の支払利息と消費税納付額でございます。

なお、営業費用において、翌年度への繰越額が243万7,560円ございますので、支出全体でこれを差し引いた1億6,281万4,458円の不用額が生じました。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第1款資本的収入は、繰越額に係る財源充当額を含めた予算額12億5,101万2,280円に対しまして、決算額は8億6,232万2,142円で、主に第1項の県補助金、第2項の工事負担金などで、予算に比べ、全体で3億8,869万138円の減となっております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、繰越額を含めた予算額42億161万5,707円で、主に第1項建設改良費で行いました第1次水道施設整備計画に基づく耐震化事業や老朽管更新事業、第2項企業債償還金などで、建設改良費において翌年度への繰越額が4億6,118万4,840円でございますので、支出全体でこれを差し引いた2億6,051万4,247円が不用額となりました。

また、欄外の記述は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する部分の補填の説明でございます。括弧書きの建設改良費のうち、賞与引当金取崩額1,790万4,000円及び法定福利費引当金取崩額331万7,000円を財源とする額2,122万1,000円並びに投資1億円を除いた資本的収支の不足額24億9,637万3,478円は、減債積立金1,500万円、建設改良積立金2億7,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億6,052万696円及び過年度分損益勘定留保資金20億4,585万2,782円で補填し、投資の1億円は退職給付引当金見合いの資金1億円で補填をいたしました。

次に、6ページをお願いいたします。

こちらは、平成30年度損益計算書で、消費税抜きとなっております。

1の営業収益は、主に水道料金収入であります給水収益で、2の営業費用は、主に（1）の原水及び浄水費に含まれております県水受水費、同じく（1）の原水及び浄水費から（3）の総係費に含まれております維持修繕費、職員給与費、委託料などや（6）の減価償却費で、これらに3の営業外収益と4の営業外費用を差し引いた経常利益は10億7,899万6,300円となり、これに5の特別利益3,764万6,445円を加えた当年度純利益は、11億1,664万2,745円となりました。また、前年度繰越利益剰余金2億3,201万2,495円と、平成30年度に使用した減債積立金及び建設改良積立金の取り崩しにより生じたその他未処分利益剰余金変動額2億9,000万円を合わせました当年度未処分利益剰余金は、16億3,865万5,240円となっております。

次に、8ページ、9ページは、剰余金計算書でございます。

表の上から7行目の処分後残高欄、ここでは平成29年度までの資本金と剰余金の状況で、すぐ下の8行目の当年度変動額の欄が平成30年度の増減の状況を示しております。

表の右から3列目の未処分利益剰余金の列の下から4行目の減債積立金の取り崩し額1,500万円、その下の行の建設改良積立金の取り崩し額2億7,500万円並びにその下の行の当年度純利益11億1,664万2,745円を合わせた、3行上になりますが、当年度変動額14億664万2,745円が本年度の増加額として計上されております。

なお、表の一番下の行にあります資本金を初めとした各項目の当年度末残高のそれぞれの額は、13ページにあります貸借対照表の資本の部の各項目の額と同じでございます。

次に、10ページは、平成30年度剰余金処分計算書（案）でございます。

表の1行目の一番右列にあります未処分利益剰余金の当年度末残高16億3,865万5,240円を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決をいただきまして、上から3行目の減債積立金に1,400万円、今後の施設整備更新事業等の財源として、その下の行の建設改良積立金に2億5,400万円をそれぞれ積み立てし、平成30年度に使用した減債積立金と建設改良積立金の取り崩し額、長期前受金戻入額を合わせた、すぐ下の行にあります11億3,365万3,996円を資本金に組み入れし、残額の2億3,700万1,244円を翌年度へ繰り越すものでございます。

また、同じ表の右から2列目の資本剰余金において、受贈財産売却に伴う資本剰余金の処分として、下から2行目にあります1万9,000円を地方公営企業法第32条第3項の規定により、同じく議会の議決をいただきまして、資本金へ組み入れするものでございます。

次に、11ページから13ページは貸借対照表でございます。

平成31年3月31日現在における企業団が保有する固定資産、流動資産を合わせた資産合計と、その取得の源泉となります負債・資本合計は、それぞれ同額の542億2,616万2,021円となっております。

14ページ、15ページは、決算書類の作成に当たり採用した会計処理の基準及び手続を示した注記表となっております。

17ページ以降は、決算附属書類、財務諸表附属書類でございます。

以上で、平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定についての説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（月岡修一議員） 説明は終わりました。

続いて、議案第7号に対し、代表監査委員より、決算審査の報告及び経営健全化審査の報告を求めます。

都築良直代表監査委員。

○代表監査委員（都築良直君） 監査委員の都築でございます。

議長よりご指名がございましたので、監査委員を代表いたしまして、平成30年度決算審査の結果についてご報告申し上げます。

平成30年度愛知中部水道企業団会計決算につきましては、企業長より提出されました決算報告書及び財務諸表に基づき、去る6月25日、菱川監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、提出のありました決算報告書及び財務諸表が水道事業の財政状態及び経営成績を明瞭かつ適正に表示されているか否かを検証することに留意して、関係職員の説明を求め、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否等について審査いたしました。

その結果につきまして申し上げますと、決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業法及びその他の関連法令に準拠して作成されており、計数は正確であり、水道事業の財政状態及び経営成績は適正に表示されているものと認められました。

平成30年度本企業団会計決算に係る審査内容の詳細につきましては、決算審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読いただきたいと思います。

この場におきましては、本企業団水道事業会計の現状と監査委員としての意見を若干申し述べ、報告とさせていただきます。

平成30年度本企業団会計決算における経営成績を申し上げますと、収入面においては、

給水人口の増加により給水収益が増加し、支出面においては、受水費、修繕費及び委託料等の費用が増加となっておりますが、前年度を上回る１１億１，６６４万２，７４５円の当該年度純利益を計上しており、おおむね良好な結果となっております。

次に、財政状態について申し上げますと、本年度の投資活動の結果、正味運転資本が前年度に比べ約３億５，７００万円減少となっておりますが、資本的収支不足額は、損益勘定留保資金等で全額賄われており、経営分析の財務比率においても良好な数値を示していることから、現時点では財政状態は安定しているものと言えますが、水道施設の耐震化や老朽化した配水施設の更新などを計画的に推進していくために策定されている第１次水道施設整備計画を着実に実施していくには、多額の資金が必要となります。

このため、今後の水道事業の運営に際しては、さらなる経費の節減と効率的な事務事業の運営を行い、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立が望まれるところであります。

水道は、人々の暮らしを支える最も重要なライフラインであります。今後も、災害に強い信頼される水道の実現と地域住民の福祉の向上のため、いつでもどこでも安定して供給できる水道を確保するとともに、企業性の発揮が図られるよう望みます。

また、水源環境保全事業の推進を図る目的で水道水源環境保全基金を積み立てていますが、この基金を活用した「水源の森」森林整備協定に基づく造林事業は、国や長野県の補助制度改正等により、当初の計画どおりの面積が確保されていませんが、おおむね順調に行われております。今後においても、基金の目的に従って、確実に効率的に活用されることを望みます。決算審査の報告といたします。

続きまして、平成３０年度水道事業会計経営健全化審査についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定に基づき、企業長から提出されました平成３０年度の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に行われているか否かを主眼に審査いたしました。

その結果について申し上げますと、いずれも適正に行われており、健全な経営状態にあることを認めましたので、ご報告いたします。

審査の内容につきましては、経営健全化審査意見書にまとめ、企業長に提出し、皆様にも事前に配付されておりますので、ご精読をいただきたいと思います。

以上をもちまして、監査委員を代表いたしまして、決算審査及び経営健全化審査の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（月岡修一議員） ご苦勞さまでした。

ここで10分間の休憩いたします。

（午後 3時00分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（月岡修一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き、会議を進めます。

これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

2番、林 ゆきひろ議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） 2番、林 ゆきひろです。

議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認定について、3点質問をさせていただきます。

1点目、固定資産売却益の執行率についてです。

決算説明資料の6ページ、上から12段目にあります固定資産売却益の執行率についてですが、こちらは、15.1%と低く出ております。こちらは、主に豊明市にある土地の売却ができなかったためであるというようなことでしたが、その売却ができなかった要因について、企業団は何であるというふうに分析されておりますでしょうか。また、この土地の売却について、今後はどのように対応する予定でしょうか。

そして、2点目、こちらも6ページの下から4段目にあります営業外費用の雑支出についてですが、こちらの内訳は、主に過年度分の水道料金減免分との記載があります。減免の主な理由としてはどういったことがあるのでしょうか。

そして、3点目、こちらは9ページの右上にあります当座比率についてです。当座比率は、現預金及び未収金を流動負債で割った値ということですが、平成28年度から資産運用を見送ったため、平成28年度と29年度は大きく増加しておりますが、平成30年度では約80%ほど落ち込んでおります。その要因について何かお聞かせください。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の質疑に対する答弁者、挙手を求めます。

小島次長、答弁願います。

○次長（管理）（小島千明君） 管理担当次長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、議案第7号 平成30年度愛知中部水道企業団会計利益処分及び決算の認

定についてお答えさせていただきます。

初めに、1項目めの固定資産売却についてでございますが、今回、売却を予定しております豊明市の土地でございますが、土地の面積が約930平方メートル、そして、予定価格が約6,000万円という物件でございますが、ホームページや広報紙などを通じまして、本年1月7日から2月15日までを期限として公募を行ったわけでございますが、入札の参加の申し出がなかったというものでございます。

売却できなかった要因についてですが、土地の面積が広く、売却金額も高額であるということ、また、総面積の3分の1程度が市街化調整区域ということで、土地利用に制限があることではないかというふうに原因分析をしております。

なお、今後の対応でございますが、今年度も引き続き先着順での売り払いを計画しております。

続きまして、2項目めの営業外費用、雑支出の水道料金の減免についてでございますが、水道料金を減免する場合でございますが、お客様が維持管理をする給水装置からの不可抗力による漏水が対象となっております。具体的な例といたしましては、地中に埋設された給水管などからの漏水、また、トイレや給湯器などの給水用具からの漏水に対して減免を行っております。

次に、3項目めの当座比率についてでございます。

当座比率は、流動負債に対する現金預金及び未収金の割合から算出されるものでございまして、いわゆる短期的な債務の支払い能力をあらわした財務指標でございます。本企業団の数値は100%を上回っており、支払い能力は良好な状態となっておりますが、前年度の362.3%に対して、平成30年度は282.1%と80.2ポイントの減となっております。これは、既に完了した工事や業務委託などで、その支払いが年度末に終わっていないものが一時的に流動負債の未払金として計上されており、この未払金の金額が前年度と比較いたしまして、約5億2,000万円増加したことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） 答弁は終わりました。

再質疑がございましたら挙手を願います。

林議員。

○2番（林 ゆきひろ議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、土地売却についてですが、入札がなかったのであれば、すぐにでも広報を続けて売

却を進めるべきだと考えますが、現在、この土地の売却の広報は続けておりますでしょうか。もし行っていないのであれば、その理由を教えてください。

また、今回、売却を進めていく上で広報が足りなかったこともあるのではないかというふうに思いますが、不動産会社等近隣の市町村のそういった不動産会社などに情報提供は行っているのでしょうか。

それから、減免についてですが、給水装置からの不可抗力による漏水ということが原因ということですが、こういった漏水が起こる主な原因は何があるのでしょうか。また、減免の対象となるような漏水を減らすため、企業団として何か努力をしていることがあればお聞かせください。

最後に、当座比率についてですが、未払金が増加したことが要因ということでしたが、その未払金が増加した主な工事や委託はどのようなものがあるか、教えてください。

また、一時的というようなご説明がありましたが、一時的ということは、次年度以降、令和元年度では、平成28年度や平成29年度のような当座比率の値に戻るというような認識でよろしいでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 林議員の再質疑に対する答弁を求めます。

小島次長、答弁願います。

○次長（管理）（小島千明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

初めに、土地売却の関係からお答えさせていただきます。

本年度の売却の手續の結果でございますが、8月1日から来年1月末日までの公募期間で、先着順とする実施要領を策定いたしまして、本年5月に企業団のホームページにおいて実施要領を公表させていただき、本企業団と管内市町の7月号の広報紙の掲載に加えまして、豊明市の商工会へのご案内など、事前周知を行っていたものでございます。したがって、8月1日から受け付けを開始いたします。

また、周知の方法についてでございますが、広報紙やホームページのほか、建設業界紙であります建通新聞ですとか、また、不動産関係といたしましては、近隣のハウジングセンターに出店をしている57社のハウスメーカーにもご案内をさせていただいたというところでございます。

次に、漏水減免に関する再質問についてでございますが、漏水が起こる原因といたしましては、お客様が維持管理をする給水装置の老朽化などが考えられます。主な原因といたしま

しては、地中に埋設された配管の継手部分からの漏水、また、給湯器の故障ですとか、トイレのボールタップの故障などでございます。また、こうした漏水減免を減らす取り組みといたしましては、水道メーターの検針の際に、お客様に過去の実績などと比較して、水量が多い場合に漏水の疑いがないかどうかなどといったアドバイスを رفتたり、また、公共施設などの大口ユーザーに対しましては、定期的に使用量を把握して、漏水がないかどうかなどといった啓発を行いまして、早期発見、早期修理に努めていただくようお願いをさせていただいているところでございます。

次に、当座比率についてでございます。

平成30年度は、平成29年度から令和2年度までの4年間の債務負担工事で施工している三ヶ峯幹線送水管布設替工事や整備計画に係る工事等の設計委託などがあつたからでございます。また、当座比率の水準でございますが、三ヶ峯幹線送水管布設替工事において、令和元年度も平成30年度と同程度の事業費を見込んでおりますので、令和元年度までは、平成30年度と同水準になるのではないかとこのうふうに推測しております。

以上でございます。

○議長（月岡修一議員） これにて、2番、林 ゆきひろ議員の質疑を終わります。

以上をもちまして、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許可いたします。ございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡修一議員） 起立全員であります。

よつて、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡修一議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（月岡修一議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小野田賢治企業長。

○企業長（小野田賢治君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました議案につきましては、慎重なるご審議を賜り、原案どおりご議決いただき、まことにありがとうございました。

先ほど都築代表監査委員様より、本決算につきまして、経営成績は良好で、財政状況は安定しているとのこと意見をいただいたところであります。また、今後におきましても、財政基盤の強化を図り、将来にわたる健全経営と施設整備の効果的な推進の両立をとのご指摘もあわせていただきました。

今後とも安全な水道水を安定的に供給することにより、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような取り組みを積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、これから夏が本格的に暑くなると言われております。議員各位におかれましては、季節がら何かとご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただき、一層のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（月岡修一議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（月岡修一議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和元年第2回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時21分）

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年 7月 29日

議 長 月 岡 修 一

署 名 議 員 宮 田 康 之

署 名 議 員 山 下 茂